

会議名称	障害者差別解消条例見直しWG
開催日時	令和3年8月1日（日）14:00～16:00
開催場所	本町暫定庁舎 第一会議室
出席者等	加瀬会長、吉岡副会長、石塚委員、幡野委員、小幡委員、田中委員 事務局：自立生活支援課長、障害福祉係長、相談支援係長 障害者福祉センター（勝見、五味渕）
会議結果	<p>前回の指摘事項についての説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>元号と西暦の混在について 法令においても、一般に年を示す場合は元号を用いているが、条約と関連性があるものについては、同一性を担保するために西暦が用いられている。本市の条例等についても、これに倣い、条約と関連性があるものについては西暦で示している。</li> </ul> <p>今日の進め方について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>合理的配慮の義務化に関する議論は最優先として今回決定する</li> <li>障害の定義についてはできるだけ明記する方向で今回決定する</li> <li>上記決定後、残りの時間で各委員からの意見について検討する</li> </ol> <p>今回の決定事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>合理的配慮の義務化について 第1項の主語を「市及び事業者」に改めることとする。 【主な意見】 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1項で列挙しているものは、事業者が行う事務事業としても概ね網羅されている。</li> </ul> </li> <li>障害者の定義について 「障害者手帳等の有無にかかわらず」、「高次脳機能障害者」、を入れ込み、「断続的」を「断続的又は周期的」に改めることとする。 【主な意見】 <ul style="list-style-type: none"> <li>高次脳機能障害を明記している市が数市あり、障害者手帳等の有無にかかわらずということを条文自体に入れ込んでいる市が数市ある。</li> <li>精神障害（発達障害を含む。）としている市もあれば、精神障害、発達障害と併記している市もある。</li> <li>都条例では、発達障害を含む精神障害としている。 → 意味に変わりはなく形式面の問題であるため、都条例にあわせることに特段の必要性がないのであれば、このままでよい。</li> </ul> </li> </ol>

- ・ こぼれる人がいないように定義することが重要。
- ・ 当事者の意見聴取が可能で、プロセス上支障がなければ入れる方針でよい。
- ・ 医療的ケア児支援法を反映させる必要はあるか
  - 法律の趣旨は、医療的ケア児に対する施策の推進にあるので、定義よりは支援や施策に関するところで議論すべき。
- ・ 手帳等の有無にかかわらず対象となることを条文自体に盛り込んでいる市が数市ある。
- ・ 法改正の議論の際に日弁連が出した意見書では、過去に障害を有した者、将来有する蓋然性がある者も含めるべきとしている。現行条例には断続的という言葉が入っているが、周期的なものも意見書では求めている。
  - 当事者としては、手帳の有無にかかわらずということと、周期的については、入れてほしいと強く思う。
    - 周期的に発作が起きる難病があり、それによって仕事や学校を休むが理解を得られないという事例がある。仮病と思われてしまう人、手帳が取得できない人、病気だと証明してもらえない人などがたくさんいる。
- ・ 難病者などは医療券を持っている。趣旨としては、証明する物があるかどうかにかかわらずということなので、「等」は入れたほうがよい。
- ・ 日野市の例は障害者手帳等の有無にかかわらずとなっており、青梅市の例は障害者手帳等の所持の有無にかかわらずとなっている。
  - 所持を入れた場合、その時持っているか持っていないかの違いとも読めてしまうので、入れないほうがよい。

#### 各委員からの意見についての検討

##### (1) 人材の育成及び確保について

条例に入れ込むかどうかも含め、次回条文案を議論する。

##### 【主な意見】

- ・ 「人材育成及び確保のための措置」というのが法改正の内容としてあるが、条例改正に反映させる必要があるか。
- ・ 研修及び予算の確保が論点だと思う。「研修」としてしまうと狭められてしまうので、「必要な措置」とするかどうか。
- ・ 予算措置自体は法改正を根拠にできるということであれば、市としてもしっかりととりくむというメッセージを出すかどうかだと思うが、実際にできる体制がとれるかということも見なければならぬ。

- ・ 現行条例において「人材育成」を入れ込む場所が見当たらないと感じている。何のためにどんな人材育成をするのかというところを具体的にイメージしてから入れ込まないといけない。  
→ 法改正の趣旨は、相談を受ける方の育成を念頭に置いていると思われる。研修とか勉強会というのが典型的である。

## (2) 市民の定義について

次の見直しの際の論点とする。

### 【主な意見】

- ・ 部会で市民の定義が必要なのかという点が議論になった。
- ・ 市民の市を定義している他市の事例としては、在住、在勤、在学はいずれも入っており、訪れた人を含めるかどうかの違いがある。また、事業者を定義するかについても合わせて検討が必要と思うが、他市事例の比較では、除外するものに国や独立行政法人等を含めるか、市のみとするかの違いがある。  
→ 定義規定を設ける趣旨は、ストレートには当てはまらない例を取り込むかどうかにある。小金井市に住民票がある方に対して小金井市で起きた件についての相談をうけるというのは疑いがないが、一時的に訪れた方をどう扱うか、事業者の例だと、事業所は市外にあるが市内でサービスを提供した場合はどうかなど、そのような場合に疑義が生じないようにするのが趣旨だと思う。
- ・ 定義をしたことにより、かえってとりこぼすという例もある。法令で細かい定義をしないのは、いろいろ取り込めるようにするという趣旨もある。
- ・ 優先する論点があって、しっかりと議論する時間がないのであれば、次の見直しの際の論点にしてもよいのではないか。

## (3) 差別の定義について

「不当な差別的取扱い」の定義規定を新たに設け、新たに「不当な差別的取扱いの禁止」に関する規定を設ける。

これに伴い、第6条については、第2項は、第8条との関係を整理した上で削除し、第1項は宣言規定として残す。

### 【主な意見】

- ・ 他市の事例では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」をそれぞれ定義した上で、「障害を理由とする差別」の定義の中で用いているが、現行の条例では、合理的配慮のみが定義されている。
- ・ 不当な取扱いの定義に間接差別と関連差別を不当な取扱いを入れるかどうか。日野市の事例では、間接差別と関連差別が含まれることを明確にしており、その辺を検討したほうがいい。

- ・ 第6条については、第1項で差別を禁じた上で、第2項で改めて合理的配慮について規定しているが、第1項に含まれている内容とも思えるので、整理が必要。
- ・ 小金井市を含め、本人のみを対象とする条例が大多数であるが、家族を含めて対象とした例もある。
- ・ 不当な取り扱いの定義について、他の例に倣って不当な差別的取扱いとするということもある。
- ・ 定義規定を設ける以上は、それをを用いる条文も必要。例えば、都条例では、第7条に、不当な差別的取扱いにより権利利益を侵害してはならないと規定している。現行条例の第6条1項は、宣言的な規定となっているので、都条例第7条第1項に相当する規定を設ける必要がある。
- ・ 差別の定義を不当な取扱いをすることと合理的配慮をしないこととまとめているのであれば、第6条の規定に疑義が生じ、さらに第8条との関係も出てくる。
- ・ 差別というのが、不当な取扱いと合理的配慮をしないことの2本立てで、第8条に合理的配慮の規定があるのであれば、第6条を「差別の禁止」ではなくて、「不当な取扱いの禁止」とするわけにはいかないのか。
  - 第6条を不当な差別的取扱いに関する条文として改正するという方針はあり得る。その場合主語について、市と事業者が入るのは当然として、市民を入れるかどうか。市民を入れない場合、現行条例の主語が何人になっているので、読み方によっては後退してしまう。一方で、市民を入れるのは、法律より広い対象者に規定を課すことになるので、市とか事業者からではなく、例えば隣人や友人からの差別も特定相談の対象となる。
- ・ 都条例及び法律との整合でいうと、都条例の主語は、都及び事業者となっており、法律の主語は、行政機関等となっており、市民は対象となっていない。第6条の第1項を何人を主語としたまま残した上で、第2項で市及び事業者を主語として、不当な取扱いの禁止を規定するのはどうか。
  - 第8条にはすでに市民が入っているので、合理的配慮の提供の努力義務を市民に課しておいて、不当な差別的取扱いの規定で市民が何ら義務を負わないというのはいびつであり、努力義務というのも変。条例のバランスとしては、市民も入れたほうがよい。都条例や法律との整合はとれないが、より進んだ条例にしたということでもよいと思う。
- ・ 第6条第1項は単なる宣言規定として残したほうがよい。

(4) 意思決定支援について

意思決定支援そのものについての議論がまだ新しいもので、まだ深まっていないことから、更なる見直しのときまでに整理する。

【主な意見】

- ・ 合理的配慮の定義規定の中に「障害者の求めに応じて」という文言があるが、法律が「意思の表明があった場合」となっているのをあえて変えていると理解している。この条例のどこにどう落とし込むかという話をすると、「障害者の求めに応じて」ということの解釈のところの問題になるのかと思うので、逐条解説の中で「意思決定支援」という言葉を用いるのがよいのではないか。意思決定支援の定義そのものが曖昧なので、改正に盛り込むのは難しい印象がある。

次回の議題

- (1) 第6条（関係条項含む）の整理についての確認
- (2) 意思決定支援について
- (3) 教育の条文について
- (4) 人材育成について
- (5) 特定相談のあり方について
- (6) 合理的配慮の提供について
  - ① 医療的ケア児及びリハビリテーション
  - ② 選挙
- (7) 情報伝達における手話言語について

その他

- ・ 委員からの意見に対するフィードバックを行う。

— 以上で終了 —